

# いしかわの生物多様性を守るために ～外来種の防除～

**外来種とは、** 人間の活動によって外国や他の地域から入ってきたり、分布を拡げた生物のことをいいます。

外来種は、以下に示すような悪影響を及ぼすことから、近年大きな問題となっています。

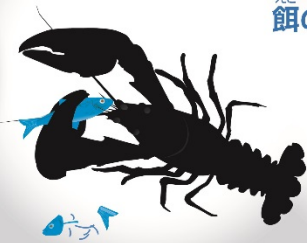
## 外来種が及ぼす影響

### 生態系への影響

外来種(もともとその地域にいる生きもの)が追いやられるなど自然のバランスがくずれてしまうことがあります。

【捕食】

在来種をたべる



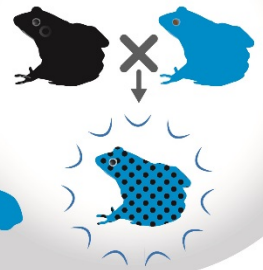
【競合】

在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的攪乱】

近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



### 農林水産業への影響

野菜や果物、漁業の対象となる生きもの(魚など)を食べたりして、私たちの生活に影響をあたえることがあります。

農林水産物を食べる



畑を踏み荒らす



### 人の健康への影響

毒を持っていたり、かまれたりすることにより、私たちの健康に危険がおよぶことがあります。

毒を持っています危険



人をかんだり、刺したりする



## 身近にもいる！外来種たち

「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づき、156種類(R2.11.2現在)が「特定外来生物」に指定されています。このうち、石川県内には、少なくとも次の14種が確認されています。

このほか、法的な規制はないものの、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種として、環境省・農林水産省により選定されているアメリカザリガニやミシシippアカミミガメなどが生息しています。

### 県内で確認されている特定外来生物



### 「外来生物法」では何が規制される？

- ・ 飼育、栽培、保管及び運搬が禁止されます。  
→研究目的などで、適正に管理する施設を持っているなどの特別な場合には許可されます。
- ・ 輸入することが禁止されます。  
→飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。
- ・ 野外へ放つ、植える及びまくことが禁止されます。
- ・ 飼養等の許可を受けた者が、許可を持っていない者に譲渡、引渡し、販売することなどが禁止されます。
- ・ 許可を受けて飼養等する場合は、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。

※ これらの項目に違反した場合、個人の場合、最高で懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

### 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種

特定外来生物とは異なり、法的な規制はないものの、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種として、注意が必要な生物をいいます。

県内にはアメリカザリガニやミシシippアカミミガメ、白山のオオバコ等が生息・生育しています。



### 外来種被害予防三原則

1 入れない …外来種をむやみに日本に入れない

2 捨てない …飼っている外来種を野外に捨てない

3 拡げない …すでにいる外来種を他地域に拡げない

石川県生活環境部自然環境課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1  
E-mail: e170500@pref.ishikawa.lg.jp

TEL:076-225-1476 FAX:076-225-1479  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/index.html>